

鈴鹿市告示第 2 3 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 1 1 月 1 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画地区計画

岸岡地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

鈴鹿市都市整備部都市計画課